外国人との共生社会の実現のための有識者会議(第3回)

各委員からの提出資料

- 佐藤郡衛氏提出資料
- 林玲子氏提出資料

令和3年4月28日

「外国人との共生社会実現のための有識者会議 | 第3回配布資料

佐藤 郡衛 (明治大学)

「ライフサイクルに応じた支援」の中で特に「子どもの教育支援」についての検討事項

- 1. 支援の施策を打ち出すための基本的な視点の明確化
- (1) 日本社会に生きる「市民」の育成という視点
- (2) (多文化) 共生という視点
- (3) グローバル人材育成の視点

2. 支援について

学齢期の子どもへの支援として、大きく「就学の保障」「学習の保障」「進路の保障」、そして「学校における(多文化)共生教育」の4つの柱が重要、さらに、ライフィサイクルという視点から、「不就学者、中退者(青年期)への支援」も行うことが重要である。

(1) 就学の保障

- ① 就学実態の把握とそれに基づく就学支援
- ② 不就学への対応(「教育機会確保法」の観点からも)
- ③ 外国人学校への支援
- ④ 受け入れ体制の整備(自治体間の格差是正)
- ⑤ 就学前教育の支援(小学校教育との接続)
- ⑥ 中長期的には外国人の就学義務の議論が必要、ただし外国人学校等の法的な位置付けと一体化した制度改革が必要

(2) 学習の保障

- ① 日本語教育の保障(正規の授業時間内に、個別指導計画をもとにした指導=「特別な教育課程」による指導)
- ② 教科学習のための日本語教育(小中高まで内容・方法の体系化、JSL カリキュラムの 見直し)
- ③ 担当教師の配置の拡充
- ④ 「日本語」を担当する教師の養成・研修、中長期的には、「日本語科」の設置と「日本語」の教員免許の設置の検討を視野に入れる

(3) 進路の保障

- ① 高校段階の実態把握(高校進学率、高等教育進学率、中退率、就職の実態等)
- ② 高校の日本語教育体制の整備

- ③ 将来を見通したキャリア形成の支援=自立を目指したキャリア教育(貧困と格差を固定化させないため教育)
- (4) 学校における(多文化) 共生の教育
 - ① 異文化理解教育
 - ② 母語・母文化を配慮した教育
 - ③ グローバル人材育成のための教育(イマージョンなどを柱にした教育、複数言語による外国語教育など)
- (5) 学卒後、あるいは中退者(青年期)への支援
 - ① 就労支援(現実の職業選択ができるような情報提供と相談体制)
 - ② 居場所づくり (地域における支援)
 - ③ 「学び直し」の機会の拡充
- 3. 実態調査と統計的な資料整備の必要性 エビデンスに基づく施策の策定

外国人との共生社会の実現のための有識者会議 Advisory Panel of Experts for the Realization of Society of Harmonious Coexistence with Foreign Nationals

情報提供

2021年4月28日



林玲子 Reiko Hayashi 国立社会保障·人口問題研究所

National Institute of Population and Social Security Research, Tokyo, Japan

持続可能な開発目標(2015-2030)

SUSTAINABLE GOALS





































- 10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の 実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則 的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
 - 10.7.1 従業者が移住先の国で稼いだ月収に占める、 その従業者が移住先の国で仕事を探すに当たって (自ら)負担した費用の割合
 - 10.7.2 秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある 移住や流動性を促進する移住政策を持つ国の数

SDGsアクションプラン2021(首相官邸SDGs推進本部)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)

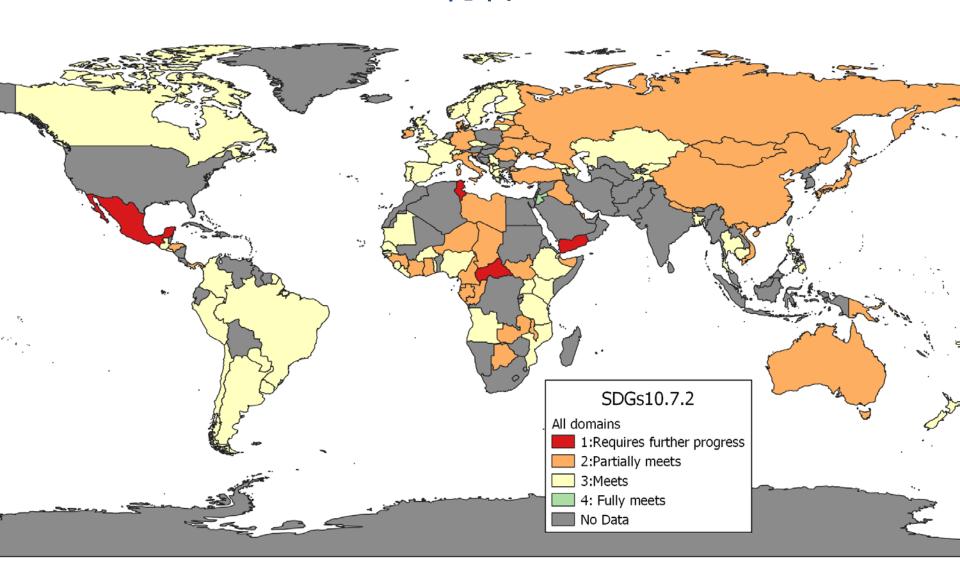
外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全 に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関し て、目指すべき方向性を示す。

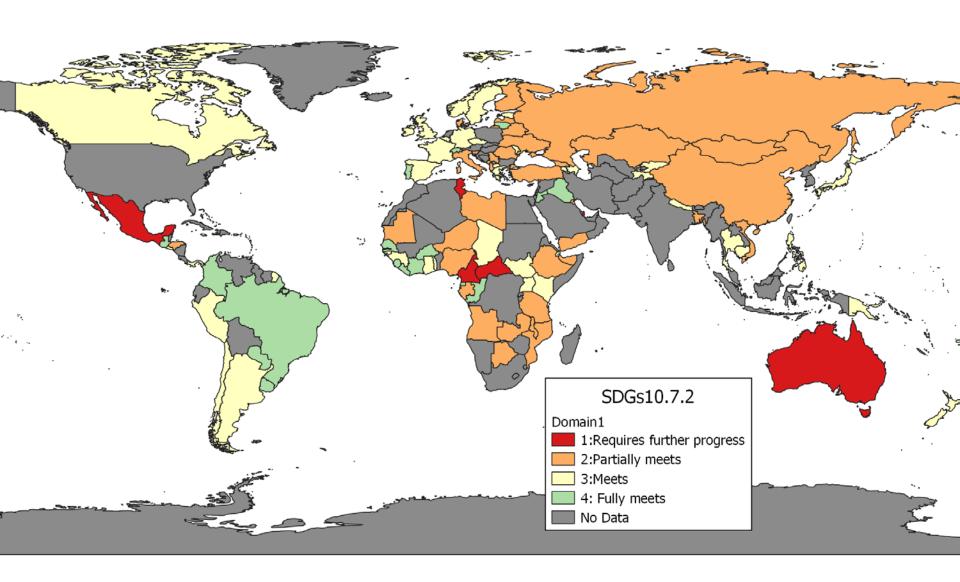
(出入国在留管理庁)

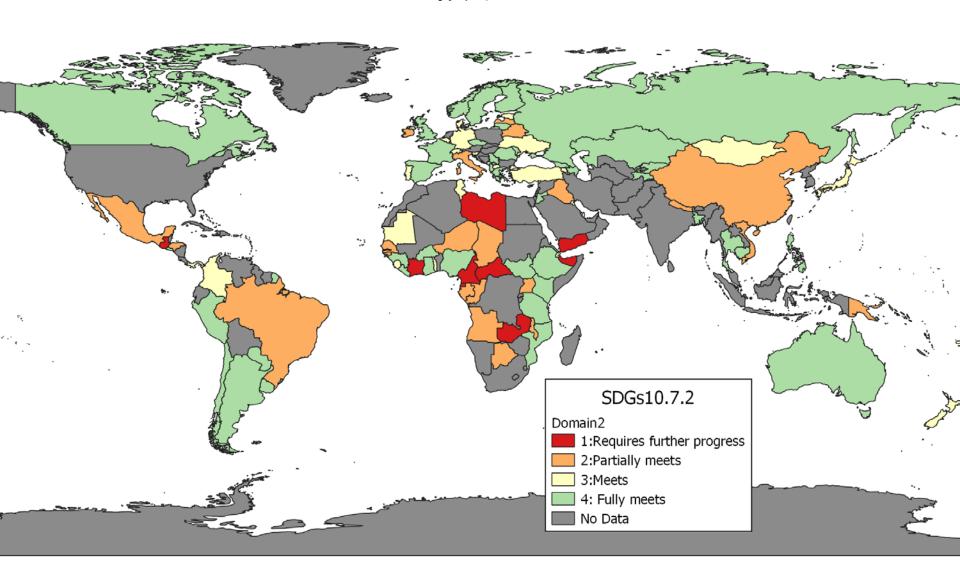
10.7.2 秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する移住政策(日本2019: 総合評価 2)

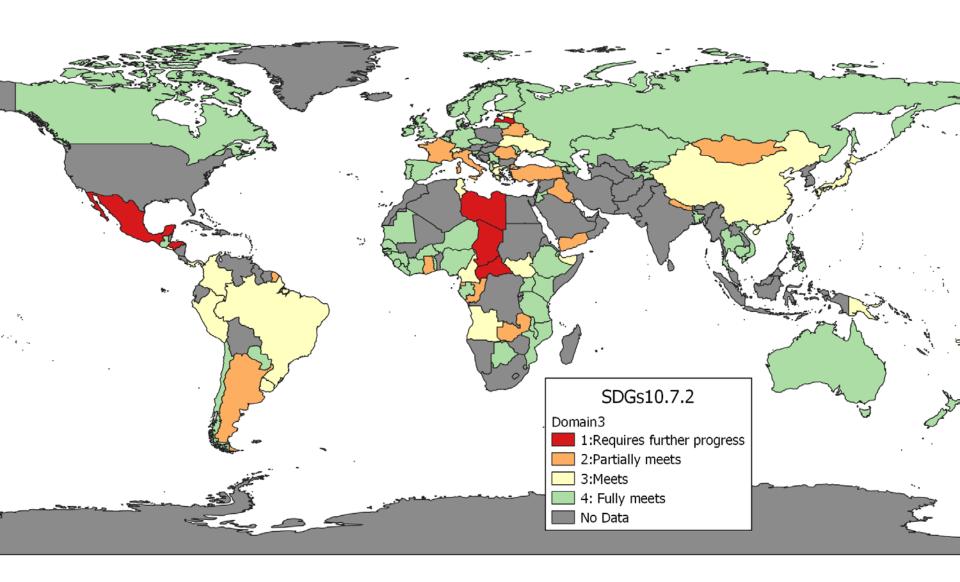
領域1:3	領域2: 3	領域3:3	領域4: 2	領域5: 2	領域6: 3
政府は、国民ではない者に対しても、以下のサービスへの平等なアクセス、福祉及び権利を提供しているか。	政府は,移住(入国・ 出国)に関して,以下 の制度,政策,又は 戦略のいずれかを整 備しているか。	政府は、各国間の協力及び関係者の移住政策への参加を促進するために、次のいずれかの措置を講じているか。	政府は、移住による プラスの開発インパク ト及び移住者の社会 経済的厚生を最大化 するために、次のい ずれかの措置を講じ ているか。	難民や国境を越えて強制 的に避難させられた人々 に対応するために,政府 は次のいずれかの措置を 講じているか。	政府は,次のいずれかの方法で,正規又は非正規移住(入国)に対処しているか。
a 必須及び/又は緊急 の医療 b 公教育 c 同等の仕事に対す る同等な報酬 d 社会保障*(正規のみ) e 司法へのアクセス	a 国施機 労の国際 を実際 を実際 を は おきない できる は できる	a 移住に関するエストラー を は	a 定期的な評価を通じた、労働移び予にた、労働ののののでは、 実際動産のののでは、 大会性のののでは、 大会性のでは、 大会性のでは、 大きなののでは、 大きなののでは、 大きなののでは、 大きなののでは、 大きなのでは、 大きないのでは、 はないのでは、 大きないのでは、 大きないのでは、 はないのでは、 はないのでは、 はないのでは、 はないのでは、 はないのでは、 はないのでは、 はないのではないのではないのでは、 はないのではないのではないのでは、 はないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないので	a 国際のでは、 国際であるでは、 国際であるでは、 国際であるでは、 ののであるでは、 ののであるでは、 ののであるでは、 ののでは、 の	a ビザ切れるシスコントで監視前許のいない書名では、またのののはは、またののでは、またのでは

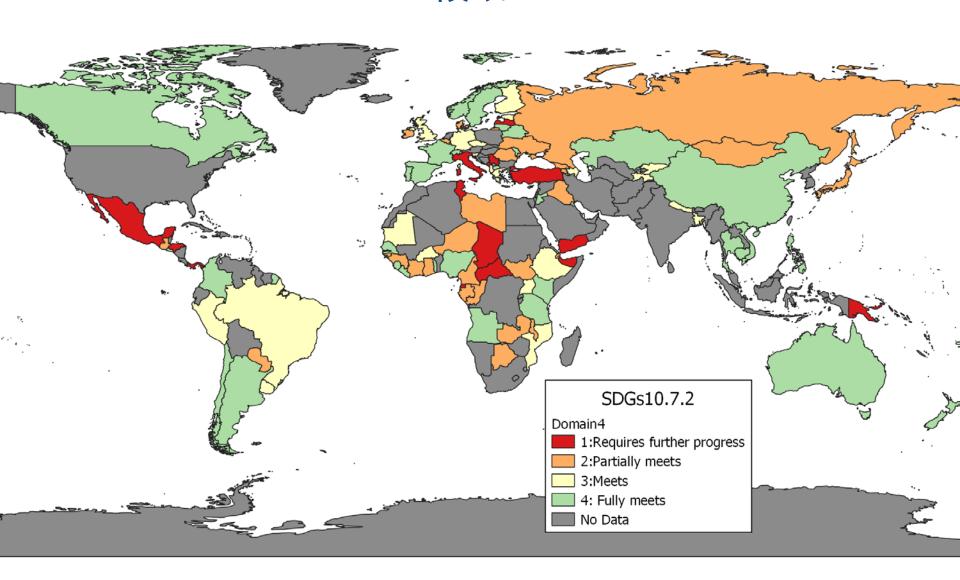
総合

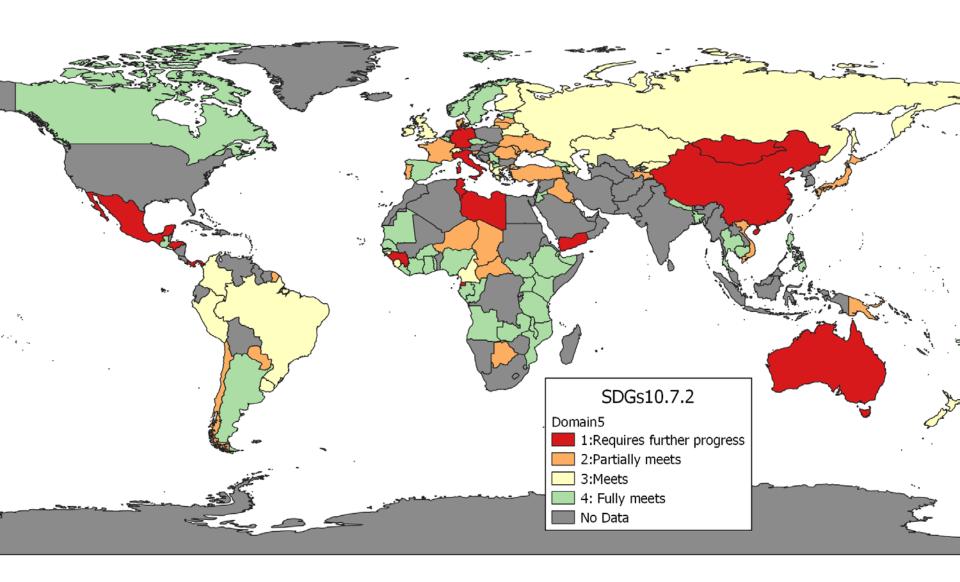


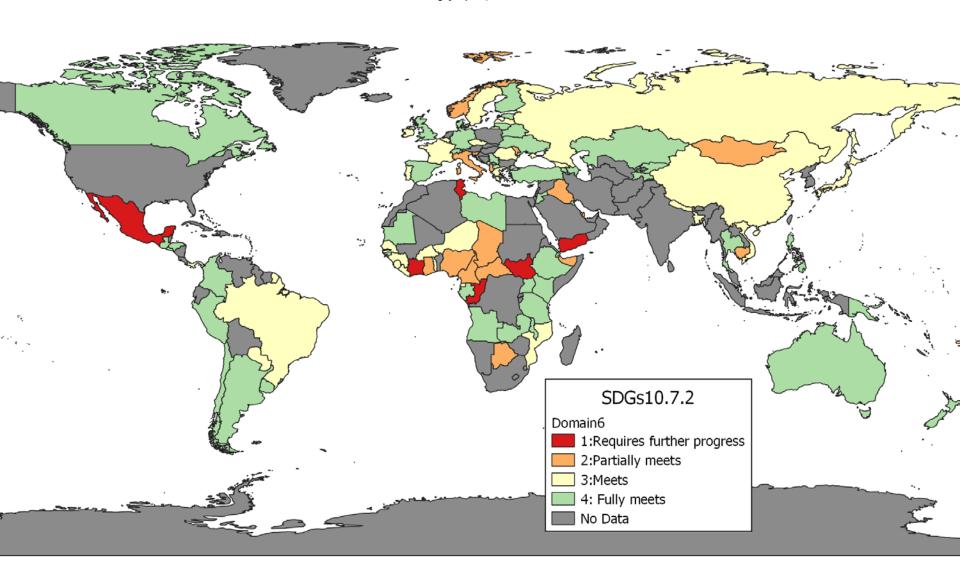








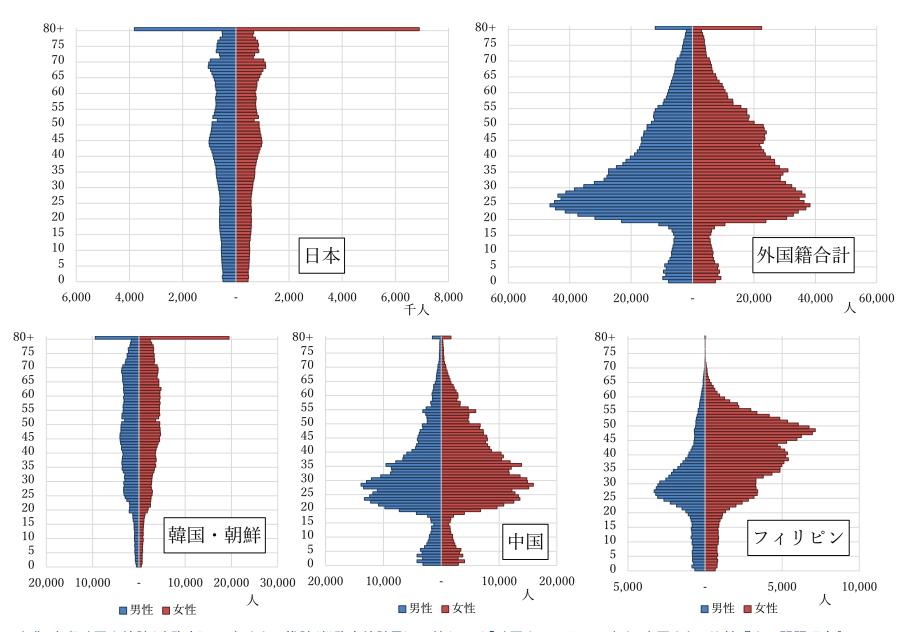




日本の改善項目(NoかNoData)

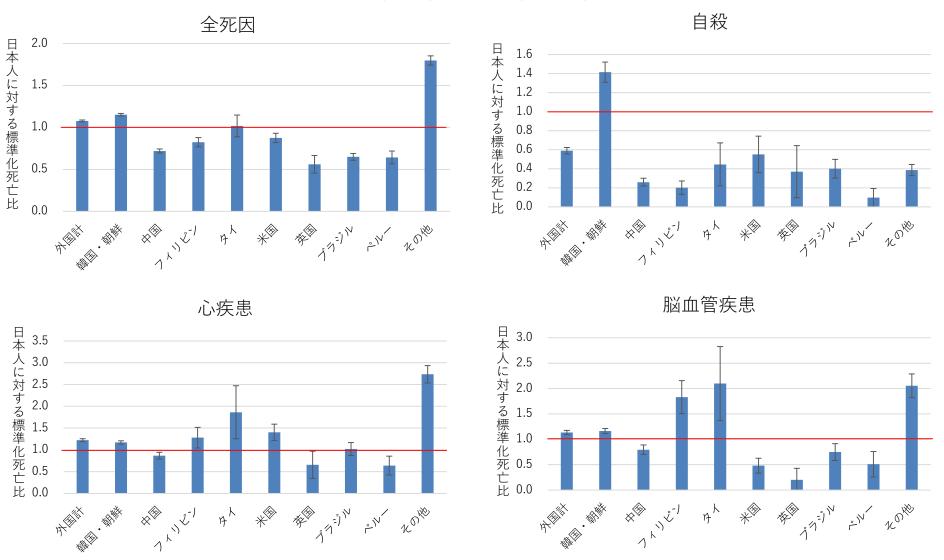
- 領域2: a 国家移住政策を実施する専用の政府機関
- 領域3:d 帰国及び再入国に関する他国との協力協定
- 領域4: c 海外で習得したスキル及び資格の評価の促進
- 領域4: d 送金の流れの促進
- 領域5: b避難民の食料, 衛生, 教育, 医療等の基本的 ニーズの観点による緊急対応計画
- 領域5: c 危機的状況又は危機後の状況にある外国に居住する市民を支援するための具体的な措置
- 領域5: d 災害による強制的な避難のインパクトに対処する ための特定の規定を含む、国の防災戦略
- 領域6: b 到着前許可のコントロール
- Yesの項目も妥当かどうか

国籍により異なる人口構造(性別各歳、2017年)



国籍により異なる死亡

自殺は韓国・朝鮮のみ多く、フィリピン・タイは心疾患、脳血管疾患が多い →それぞれの対策の必要性



国籍/在留資格が 質問項目にある政府統計

- 国勢調査
- 人口動態統計(国籍10区分)
- 賃金構造基本統計調査
- 人口移動調査

SDGs (A/70/L.1): データ、モニタリング、説 明責任

17.18 2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のあるデータの入手可能性を向上させる。



より多くの 政府統計で、 国籍/在留 資格別に統 計を取る必 要性